

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成27年11月11日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500221 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500101 号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社（現在は、B社）における平成 16 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、平成 16 年 3 月及び同年 4 月は 20 万円から 24 万円に、平成 16 年 5 月は 20 万円から 26 万円に、平成 16 年 6 月及び同年 7 月は 20 万円から 24 万円に、平成 16 年 8 月は 20 万円から 26 万円に訂正する。

平成 16 年 3 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 3 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基 础 年 金 番 号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 平成 17 年 12 月 31 日から平成 18 年 1 月 1 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた平成 15 年 8 月 4 日から平成 17 年 12 月 31 日までの期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が、保険料控除額から求められる標準報酬月額（26 万円）より低く記録されている。報酬額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書を所持しているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いが、所持している給与明細書からは厚生年金保険料が控除されているので、平成 18 年 1 月 1 日を資格喪失日として記録を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者が所持する A 社の給与明細書及び B 社提出の請求者に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確

認できる標準報酬月額（20万円）を超える報酬月額の支払を受け、このうち、i) 平成16年3月、同年4月、同年6月及び同年7月は、報酬月額に基づく標準報酬月額（24万円）より高い標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料（1万7,654円）を事業主により給与から控除されていたこと、ii) 平成16年5月は、報酬月額に基づく標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料（1万7,654円）を事業主により給与から控除されていたこと、iii) 平成16年8月は、報酬月額に基づく標準報酬月額（38万円）より低い標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料（1万7,654円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者が所持する給与明細書及びB社提出の請求者に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成16年3月及び同年4月は24万円、平成16年5月は26万円、平成16年6月及び同年7月は24万円、平成16年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、平成16年3月から同年8月までの期間について、当時、A社が請求者の請求内容どおりの標準報酬月額（26万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準報酬月額（26万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者が所持するA社の給与明細書及びB社提出の請求者に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から平成17年12月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者は平成17年12月30日に離職していることが確認できるところ、C健康保険組合の記録でも請求者の退職日は、平成17年12月30日、資格喪失日は、退職日の翌日である平成17年12月31日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、B社は、請求者のA社における請求期間②に係る勤務実態は確認できないと回答しており、当時の同僚からも、請求者が当該期間において同社に勤務していたことをうかがわせる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500268 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500102 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成5年8月1日から平成6年2月28日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年8月から平成6年1月までの標準報酬月額については、15万円から53万円とする。

平成5年8月から平成6年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年8月1日から平成6年2月28日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、私が、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与支給額に比べて著しく低額で記録されていることが判明した。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月28日。以下「全喪日」という。）の後の平成6年4月12日付けで、平成5年10月1日の定時決定が取り消され、同年8月1日に遡及して標準報酬月額が 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同様、全喪日に被保険者資格を喪失している7名全員についても、平成6年4月12日付けで、平成5年10月1日の定時決定が取り消され、同年8月1日に遡及して標準報酬月額が 15 万円に減額訂正されていることが確認できる上、当該7名のうち1名から提出された給与支給明細書によると、総支給金額に見合う標準報酬月額は、減額訂正処理前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、代表取締役については、平成6年4月12日付けで、平成5年10月1日の定時決定が取り消され、同年1月31日に遡及して被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業法人登記簿謄本によると、請求者は、取締役であったことが確認できるが、従業員1名は、「請求者が請求期間に従事していた仕事は営業であり、社会保険の届出事務について権限を有する立場にはなかった。」と回答していることから、請求者が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成5年8月1日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500260 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500100 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 11 月から昭和 59 年 12 月まで

A社に勤務していた請求期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持している複数の雑誌の記載内容から、勤務期間は特定できないものの、請求者はA社（勤務事務所はB）に支配人として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者が自身と同様の職種であったと記憶している同僚 2 名の氏名が見当たらない上、請求期間においては、同社の役員の氏名のみが確認できる。

また、A社は平成 18 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない上、請求者も、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる給与明細書等を所持していない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は請求期間を含む昭和 54 年 6 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500252 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500103 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 11 月 2 日から平成 3 年 9 月 21 日まで

私は、請求期間にA社に勤務していた。しかしながら、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、調査の上、請求期間の記録を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の回答、雇用保険の加入記録及び同社で勤務していた複数の従業員の回答から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び同資格喪失の届出、保険料控除及び保険料納付について、資料が無いため不明であると回答している。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の従業員は、同社では、当時、厚生年金保険の加入については希望制であった旨回答していることから、同社では、請求期間当時、従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、請求期間当時、B厚生年金基金に加入しているが、同基金に請求者の請求期間に係る加入員記録は無い上、オンライン記録において、請求期間当時に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。